

個人又は自社で輸入通関手続きをされる方へ

税関来庁前にすること

[輸入申告前のチェックリスト](#)をご利用下さい

船会社から「Arrival Notice (A/N)」(貨物到着案内書)が届いたら、

- ・「Arrival Notice」に記載されている貨物の搬入予定場所(蔵置場)を確認
- ・船会社から「Delivery Order (D/O)」(荷渡指図書)を受領
- ・蔵置場を管轄する「税関」と「官署」を確認→[保税蔵置場\(神戸税関管内\)](#)(※)

植物、動物、食品、医薬品など輸入規制があるものは、あらかじめ主管省庁で手続きを行って下さい

→[税関で確認する輸入関係他法令の概要](#)

税関手続き

① 輸入申告書の作成

貨物が蔵置場に搬入されたら輸入申告をすることが出来ます

上記(※)で確認した税関官署にお越し下さい→[神戸税関所在地案内](#)
税関官署の窓口に設置されている「[窓口電子申告端末](#)」を利用して
「輸入申告書」を作成していただきます

② 輸入申告

①で作成した輸入申告書及び必要書類を通関の窓口に提出します
→[輸入申告の際に必要な書類](#)

(書類審査)
(税関検査)

税関では、書類審査及び必要に応じて貨物の検査を行います
→[税関検査の流れ](#)

③ 関税等の納付

納付税額を記載した「納付書」をお渡ししますので、関税等をお支払いください

現金以外の納付方法について→[関税・消費税等のキャッシュレス納付](#)

④ 輸入許可書受領

関税等が納付されたことを確認した後、「輸入許可書」をお渡しします

貨物の引取り

貨物が置かれている倉庫に「輸入許可書」と「Delivery Order (D/O)」(荷渡指図書)を提示し、貨物を引き取ってください

「窓口電子申告端末」を利用されない場合は、税関ホームページから輸入申告書様式を印刷し、記載要領に従って必要事項を記載して下さい→[輸入申告書様式](#) [記載要領](#)

(参考) [貨物到着から引き取りまでの流れ](#)